

高知県商工団体連合会 NO.1068(55-13)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

参議院補欠選挙

広田一氏支援を確認

高商連三役会は、総会方針「高知憲法アクション」が擁立又は推薦・支持する候補者については、政党的公認候補であっても高商連として支援する」に基づき、広田一氏を支援することを確認しました(9月8日)。

10月・11月は

選挙秋の陣

- 10月22日投票
 - 参議院 徳島・高知補欠選挙 10月5日告示
 - 須崎選挙区県議補欠選挙 10月13日告示
 - 南国市議選挙 10月15日告示
 - 土佐清水市長選挙 10月15日告示
 - 土佐清水市議補欠選挙 10月15日告示
- 11月26日投票
 - 高知県知事選挙 11月9日告示
 - 高知市長選挙 11月19日告示

秋の運動と結合した取り組みを

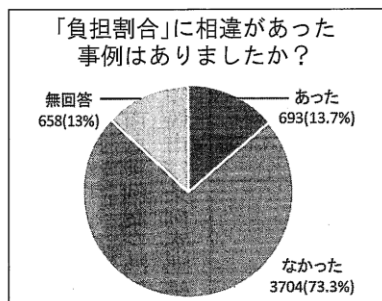
9月からの「秋の運動」では、
○インボイス制度の学習・対策、
○中止・廃止の運動、○税務相談停止
命令制度の学習・自主記帳運動、
○電子帳簿法の学習・対応、
○仲間増やしなどに取り組みます。
そうした取り組みと結合し、
選挙の全会員対話もすすめましょ
う。告示日までの対話、くり返し
の対話・支持拡大が重要です。

高知保険医協会ニュース 2023年9月号より

13・7%で負担割合誤り 保団連「トラブル調査」第2弾

高知保険医協会と全国保険医団体連合会(保団連)は、7月27日から「マイナ保険証・オンライン資格確認のトラブル調査」の第2弾(以下「調査」)を進めています。「調査」の中間集計が保団連から発表されたのでお知らせします。

「調査」には8月16日現在で33都道府県の5055全体の13・7%にあたる693医療機関(高知県内は3医療機関)で、患者負担割合が本来1割なのに2割と表示される等、オンライン資格確認の画面上と健康保険証の券面で異なる事例が発生しています。



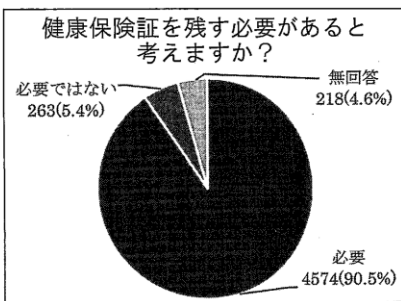
漢字が表示されない

「調査」の中の具体的なトラブル事例の記述欄には「無効」「該当なし」といった表示がされるトラブルが引き続き起こっている他に、「漢字が正しく表示されない」「住所が違う」「読み仮

医療機関から回答が寄せられています。それによると、名が違ふ」といった事例が多く報告されています。保険の適用開始日や有効期限の情報が表示されないことへの現場からの不満も示されています。

トラブルが起きなくても、「患者への説明」や「機器の操作補助」等のために業務が「増えた」との回答が8割を超えています。

9割が「保険証残せ」



最後の「現行の健康保険証を残す必要があると考えますか?」の問いには9割以上が「必要」と答えています。

助け合いの民商共済に入ろう!

民商会員、同居家族、従業員が加入できます(16歳以上)。
*学生など、同居してなくても仕送りをしていて扶養対象になっている場合は、同居家族に含まれます。
民商会員と配偶者は年齢、病気の有無など無条件で加入できます。共済会費は1人につき、月額1,000円です。

全商連共済会給付金	満15歳以上～65歳以下で加入された方	満65歳以上で加入された方	満75歳以上で加入された方
	期間	満75歳まで	満75歳まで
入院見舞金(連続3日以上入院)	1日3,000円 入院初日より120日まで	1日3,000円 入院初日より60日まで	1日3,000円 入院初日より30日まで
結婚・出産祝金	2万円	2万円	2万円
火災見舞金	全焼10万円、全焼以外5万円		
死亡弔慰金	20万円 (加入後3年以内は5万円 ※火災事由は20万円)	5万円	3万円
高度障害見舞金	5万円	—	—
長寿祝金	満75歳の誕生日を迎えた人	—	—
安静加療見舞金	1年に1回5,000円		
米寿祝金	2万円	加入者が88歳になった月に給付	
白寿祝金	5万円	加入者が99歳になった月に給付	
出生祝金	1万円	配偶者が出産した加入者に給付	
1日・2日入院見舞金	3,000円 6,000円	1日(日帰り)、2日の入院に対して給付 (3,000円×入院日数)	
再検査助成金	1回2,000円を限度に実費分		

傍聴に行こう

倉敷民商弾圧事件・襦屋裁判 第二回公判は

10月25日

水曜日 岡山地裁
午前10時～12時

検察側証人が出廷予定。傍聴券の抽選は午前8時から。

倉敷民商弾圧事件・襦屋裁判、第二回公判の日程が決まりました。10月25日(水曜日)で公判開始時間は、前回より30分早い午前10時になっています。今回の公判は、検察側の証人尋問で、住宅瑕疵担保責任保険会社の社員と元国税局倉敷支店、現在の税理士の二名が証言します。住宅瑕疵担保責任保険とは、新

築住宅で瑕疵(欠陥など)があった場合に補修等を行った業者に保険金が支払われる制度です。証言する元国税局倉敷支店、倉敷民商へ国税犯則取締法に基づき強制調査を行った際、それを主導した現場責任者です。傍聴席の抽選にもれた方は、第一回公判同様、弁護士会館で待機できるようにします。

裁判所に入る際は、手荷物検査などがあるのでご注意ください。裁判所要請にも御支援を。毎月2回、地裁に要請行動をした後に宣伝行動を行っています。現在確定している要請日は、9月4日13時30分と、9月19日10時30分です。こちらにも参加よろしくお願ひします。

傍聴希望の方は民商事務局にご連絡ください。交通費は「倉敷無罪の会・高知」が負担します。

ひとりはお互いのために
みんなはひとりのために

